

特定健康診査等実施計画

市光工業健康保険組合

平成 25 年 3 月 6 日

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、自動車用ランプ等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成24年度の事業所数は10で、東京には2事業所、神奈川県内5事業所、埼玉県内1事業所、群馬県内1事業所、大分県内1事業所となっている。

当組合適用事業所の1事業所あたりの平均被保険者数は約227人で、加入している被保険者の平均年齢は40歳となり、男性が全体の87%を占めている。被保険者の健康診断（法定健診及び生活習慣病健診）については、巡回健診方式及び（人間ドック）契約健診機関（全国9都道府県36機関）で実施している。

なお、全国に散在している営業所の健康診断については、近隣の医療機関と契約を締結し実施している。

被扶養者（家族）については、家族健診（人間ドック）集合契約による健診、共同健診（巡回、施設）を実施している。

なお、第一期実施計画における平成23年度の特定健診の実績は被保険者数1,168人に対し実施者数1,068人 実施率91%であった。被扶養者は対象者数543人に対し実施者数162人 実施率29%であった。

被保険者と被扶養者を合わせた総受診率は目標77%に対し72%であった。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1．特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2．特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後も事業主健診や人間ドック等の健診データを確実に受領するとともに、受領したデータを保管・管理し保健指導の実施に活用していく。

3．事業所等が行う健康診断及び保健指導との関係

安全衛生法に基づく事業者健診は事業主が実施していることから、特定健診についても事業主が主体となっていく。

今後、事業所が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業所から受領する。但し、法定健診にかかる健診費用は全額事業所が負担する。

保健指導については、事業所所属の保健師（2名）により行っていることから、被保険者については特定保健指導も事業所所属の保健師、看護師が主体となって実施する。

被扶養者（家族）については、アウトソーシング（外部委託）により実施する。

4．特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（40歳以上75歳未満） (%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者 (推定 1,197人)	91% 1,089人	93% 1,113人	95% 1,137人	97% 1,161人	99% 1,185人	
被扶養者 (推定 553人)	44% 243人	52% 287人	60% 332人	68% 376人	71% 392人	
被保険者+被扶養者 (推定 1,750人)	76% 1,330人	80% 1,400人	84% 1,470人	88% 1,540人	90% 1,575人	90%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率60%とする。（国の基本方針示す参酌標準に即して設定）

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者+被扶養者） (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人	
特定保健指導対象者数 (推計) 1	385人	385人	385人	385人	385人	
実施率(%)	40%	45%	50%	55%	60%	60%
実施者数	154人	173人	193人	212人	231人	

【注】 1 特定健診対象者の22%が特定保健指導の対象者（実績）

特定保健指導については、被保険者は事業主所属の医師、保健師により実施していく。
被扶養者についてはアウトソーシング（外部委託）にて実施する。

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

特定健康診査

被保険者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
データを得ている者 1	1,082人	1,082人	1,082人	1,082人	1,082人
データを得ていない者 2	115人	115人	115人	115人	115人
目標実施率(%)	91%	93%	95%	97%	99%
目標実施者数	1,089人	1,113人	1,137人	1,161人	1,185人

被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
データを得ている者 3	170人	170人	170人	170人	170人
データを得ていない者 4	383人	383人	383人	383人	383人
目標実施率(%)	44%	52%	60%	68%	71%
目標実施者数	243人	287人	332人	376人	392人

被保険者 + 被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
データを得ている者 1,3	1,252人	1,252人	1,252人	1,252人	1,252人
データを得ていない者 2,4	498人	498人	498人	498人	498人
目標実施率(%)	76%	80%	84%	88%	90%
目標実施者数	1,330人	1,400人	1,470人	1,540人	1,575人

- 【注】 1 法定健診や人間ドックを受けてもらっている被保険者、任意継続者
 2 健診未受診、または受けているがデータを得ていない被保険者、任意継続者
 3 人間ドック、集合契約、共同健診を受けてもらっている被扶養者
 4 健診未受診、または勤務先等で健診受けているがデータを得ていない被扶養者
 今後は 2 及び 4 を減少させ、実施率を向上させていくよう努力していく

特定保健指導の対象者数

被保険者 + 被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人	1,750人
動機付け支援対象者	130人	130人	130人	130人	130人
実施率(%)	40%	45%	50%	55%	60%
実施者数	52人	59人	65人	72人	78人
積極的支援対象者	256人	256人	256人	256人	256人
実施率(%)	40%	45%	50%	55%	60%
実施者数	102人	115人	128人	141人	154人
保健指導対象者計	386	386	386	386	386
実施率(%)	40%	45%	50%	55%	60%
実施者数	154	174	193	213	232

【注】動機付け支援の対象者は7.4%、積極的支援の対象者は14.6%(実績)

特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

被保険者に係る特定健診は、労働安全衛生法で定めている健康診断を実施している事業所ごとに健診機関（2機関）が巡回により実施する。あるいは契約健診機関等での人間ドックにより実施する。被扶養者（家族）については、契約健診機関等で実施する。

特定保健指導は、市光工業（株）の被保険者については、事業所の保健師、看護師が中心となり実施する。被扶養者（家族）については、アウトソーシング（外部委託）にて実施する。

関連事業所については、被保険者及び被扶養者（家族）ともにアウトソーシング（外部委託）にて実施する。

特定保健指導担当区分

事業所	実施担当	管轄地域
市光工業	伊勢原健康支援室保健師	伊勢原製造所内の被保険者、東京・熊谷・大阪・名古屋・札幌の被保険者
	藤岡健康支援室保健師	藤岡製造所内の被保険者 ミラー製造所内の被保険者
関連事業所	アウトソーシング（外部委託）	市光健保組合、ハゲン、PIAA、IKIサービス、九州市光、市光企業年金の被保険者及び被扶養者

2. 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている次の健診項目とする。

基本的な健診項目

質問項目、身体計測【身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）】、理学的検査（身体診察） 血圧測定、血液科学検査【中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール】、肝機能検査【AST（GOT）、ALT（GTP）、 γ -GT（ γ -GTP）】、血糖検査【空腹時血糖又はHbA1c検査】、尿検査【尿糖、尿蛋白】

詳細な健診項目（医師の判断に基づき選択的に実施する項目）

心電図検査、眼底検査、貧血検査【赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトリット値】

3．実施時期

実施時期は、被保険者は事業主が定めた法定健診等の実施時期とする。

但し、所定の健診会場で受診できない被扶養者については、契約健診機関又は集合契約等により実施する。

4．委託の有無

特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等など製造所等の事業所単位で実施する健診会場での受診が困難である場合は、健保組合が契約した健診機関あるいは代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を締結し、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国での受診が可能となるようにする。

特定保健指導

被保険者が遠隔地にいる場合等などで、事業所に所属する保健師等による特定保健指導が受けられない場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章 1の考え方に基づきアウトソーシングする。また、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない全国での利用が可能となるようにする。

1「保健指導の実施に関するアウトソーシング」・・・アウトソーシングについての必要性・目的・委託・留意事項等について記載されている。

5．受診方法

原則、各事業所で計画した健診会場あるいは契約健診機関にて特定健診又は特定保健指導を受ける。

遠隔地の場合は、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は、負担上限10,000円とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は人間ドック補助金20,000円（被保険者）、家族健診補助金10,000円と同様とする。

6．周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

該当する被扶養者については、健診実施案内通知等を自宅へ送付する。

7．健診データの受領方法

健診のデータは、事業主及び契約健診機関から電子データを随時受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

8．特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、基準に基づき選出し、担当する産業医、保健師、看護師の判断により特定保健指導者の優先順位を定め実施する。

優先順位	積極的支援となった被保険者
	動機付け支援となった被保険者
	積極的支援となった被扶養者
	動機付け支援となった被扶養者

個人情報保護

当健保組合は、市光工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合担当職員及び事業所の産業医、保健師、看護師に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌（健保基金だより）やホームページに掲載する。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

その他

当健保組合に所属する職員及び事業所保健師、看護師については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。